

聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示案の概要

【改正の理由】

利用者が自身の声で相手方に伝え、相手先の声を文字で読むことを可能にする文字表示電話サービスを開始することに伴い、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第7条第1項の規定に基づき定めた聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針（総務省告示第370号。以下「基本方針」という。）について、所要の規定の整備を行うもの。

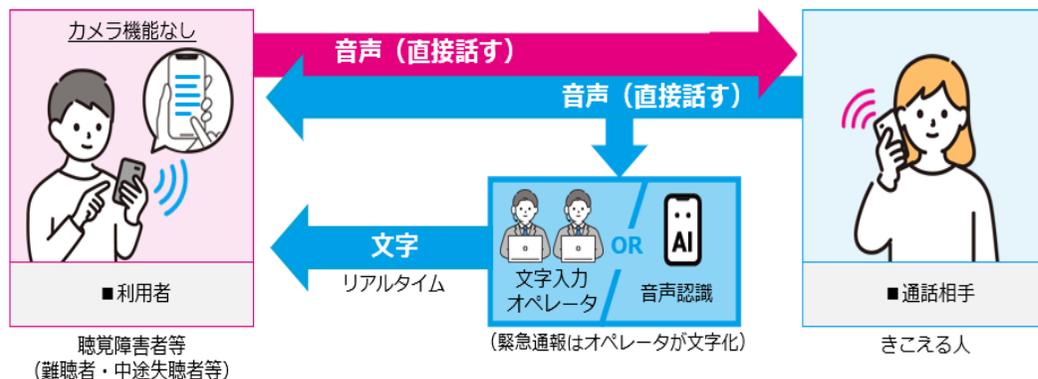
【改正の概要】

文字表示電話サービスの開始に伴い、通訳等オペレータの定義を示すとともに、文字表示電話サービスを担当するオペレータ要件を明らかにする。

- ① 通訳等オペレータの定義を明らかにする改正（基本方針 三1③）
- ② 文字表示電話サービスのオペレータ要件を明らかにする改正（基本方針 三1⑦）
- ③ 通訳オペレータ業務委託の内容を明らかにする改正（基本方針 三3③）

【施行期日】 令和6年11月1日公布・施行

文字表示電話



©総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人電話リレーサービス

(参考) 手話・文字による電話リレーサービス



聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のため、公共インフラとしての電話リレーサービスの適正かつ確実な提供を確保するなどの必要があることから、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が制定され、令和2年12月1日に施行されました。

●聴覚障害者等の電話利用の円滑化（総務省ホームページ）
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html